

令和5年10月 農業委員会総会

令和5年10月6日（金）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後5時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	宮田	早苗	5番	石渡	潤一
2番	京増	孝一	6番	相京	文夫
3番	飯田	隆男	7番	木我	恭子
4番	綿貫	清	8番	石橋	義弘

<農地利用最適化推進委員>

竹尾	謙一	小坂	和男
斉藤	孝壹	大塚	浩
篠原	庄一		

2. 欠席者（農業委員）

なし

3. 農業委員会事務局 中村事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議題

第1号議案	農地法3条許可申請について（1件）
第2号議案	農地法5条許可申請について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和5年10月6日（金）

中村事務局長 ただいまから令和5年10月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相京会長 改選研修に参加された皆様お疲れ様でした。昨日早朝便で視察先のベトナムから無事帰国しました。本日も議案が2件ありますので慎重審議よろしくお願ひします。

中村事務局長 ありがとうございます。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により会長をお願いいたします。

相京議長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、8名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、5番 石渡潤一委員、7番 木我恭子委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案2件その他となりますので、よろしくお願ひします。

相京議長 はじめに、第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲受人は〇〇市在住者、譲渡人は〇〇〇在住者です。申請地は、上岩橋の農地3筆で、地目は畑、面積は1,238㎡です。作付作目は多品種の花の栽培です。権利の種類等は賃借権で、賃借料は年25,000円です。貸借期間は令和10年11月末までを予定していますが、状況により更新するとのことです。位置については2ページ

の位置図、3ページの公図をご覧ください。営農計画書については4ページをご覧ください。本申請地の選定理由については、本計画で花の栽培用のビニールハウス・井戸の設置を予定しており、その条件に合致すること及び譲渡人の合意が得られたことから選定したとのこと。譲受人は新規就農者ですが、

- ・年間300日程度耕作に従事する予定であること
- ・労働力・農機具等の確保に問題ないこと
- ・農地全てを効率的に利用して耕作を行う計画であること
- ・農地の集団化・農業上の効率的な利用等に支障がないこと

等の要件を満たしております。なお、本申請は1,238㎡と小規模な面積の申請ですが、ハウスでの花の栽培のような集約的な経営の場合は特例的な適用がなされており、かつ営農計画で収益が出る見込みとなっていることから、問題ないと思われます。また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、小坂委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については小坂委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

小坂推進委員 譲渡人は〇〇歳と高齢です。〇〇が年2回本申請地の草刈りを行っておりますが、遊休農地になりかかっています。本申請によって新たな耕作者が決定することは遊休農地対策としても有効であるので望ましいことだと思います。

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 小坂委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 続きまして、申請人が町外在住の新規就農者のため、本日総会に呼んでおりますので、入室させてください。

(申請人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 ○○市○○在住の○○○○と申します。数年前まで○○○○○に勤めており、退職後、新規就農を目指して農業大学校で2年勉強しておりました。実家が○○市という縁で近隣で農地を探し、縁あって酒々井町で譲渡人の○○さんと貸借について合意に達し、本申請を提出させていただきました。

相 京 議 長 今、提出されました農地法3条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申 請 人 本申請地で花卉の栽培を計画しています。ポット苗の状態で栽培し、根差しで市場への出荷を考えています。私1人で営農するため1反程度の小規模な農地を探している中で、本申請地が要件に合致することから地権者との交渉を開始し、合意に至ったため本申請に至りました。栽培用施設として3間×20間程度のビニールハウスを設置予定で、路地に防草シートを敷きます。また、水の確保のため井戸を掘る予定です。出荷品種はジニア等3種類をメインに多品種を想定しておりますが、それぞれ1～2ヶ月ごとに出荷時期がずれておりかぶらないため1つのビニールハウスでの運用が可能です。ビニールハウス・井戸の他は農業用施設・機械等は不要です。営農計画書の収支

見込は市場価格から概算しました。花卉の特性上、出荷先は限定されていますが、〇〇〇市場の出先機関である〇〇の市場等を想定しています。なお、この度、畑から通いやすいことから〇〇市〇〇にアパートを借りることとし住民票を移しました。よろしくをお願いします。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

官 田 農 業 委 員 学校で2年間農業を学んだとのことですが、花の栽培の一連の工程は理解しているのですか。

申 請 人 本申請地で栽培しようとしている全品種ではありませんが、ペチュニアについては生産から出荷まで一連の工程を経験しております。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

相 京 議 長 それでは、農地法3条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

中村事務局長 第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。譲受人は大阪市に住所を有する法人、譲渡人は上岩橋在住者です。申請地は、上岩橋の農地2筆で、地目は畑、面積は1,080㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工予定、令和6年3月31日完了予定です。位置については6ページの位置図、7ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については8ページをご覧ください。事業計画書については、9,10ページをご覧ください。土地の造成については軽く整地し直接杭を打ち込むのみで、切土・盛土は行いません。土地選定理由は、譲渡人が高齢で営農できる状態になく、耕作放棄地となるより環境に役立つ太陽光発電施設に転用した方が良く考えたこと、日照が得られる立地条件であることから合意に至り選定したとのことです。用水については使用しません。雨水排水については敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。防災計画については、施工中は道路通行の安全を十分に確保し、施工後は遠隔監視システム及びフェンスの設置により事故防止に努めるとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、パネルの配置や角度への配慮、絶縁パイプでの配線の埋設等により、隣接地に配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相京議長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については京増委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

京増農業委員 本申請地周辺は太陽光発電設備と耕作放棄地が目につきます。譲渡人は本申請地以外にも多くの土地を所有していますが、自身で耕作している場所はあ

りません。本申請地までの進入路は狭く車での侵入は困難です。転用もやむを得ないのではないかと思います。

相 京 議 長 京増委員の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 なお、何か疑問点等がございましたら、申請代理人を呼んでおりますので、その際に質問等をお願いします。それでは、これから現地確認を行います。

(現地確認)

相 京 議 長 皆様お揃いのようなので、会議を再開いたします。農地法第5条許可申請整理番号1について申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 施工業者の〇〇〇〇〇〇〇〇〇と地権者の〇〇〇氏の代理人を努めます〇〇と申します。よろしくをお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 譲渡人の〇〇〇氏は高齢で営農しておりません。〇〇〇〇〇〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇〇の子会社で令和3年に設立されております。〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇に売電するような形をとります。本事業は非フィットで

の事業となります。施設の耐用年数は〇〇年、売電単価は1kWあたり〇〇円、年間平均〇〇〇万円の収入を見込んでいます。本申請地は〇〇〇〇周辺の山林のような場所にあるため、西側にパネル傾斜を向け、日当たりに配慮します。また、山林に近い方はメンテナンススペースにあてたいと考えています。なお、土地の造成については草刈りし整地するのみのため、埋立等の手続きは不要です。また、本事業者は千葉県内で太陽光発電施設の建設において〇〇カ所建設済みで既に稼働中、〇〇カ所申請中という実績があります。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 本申請での土地の売買価格はどの位ですか。

申 請 代 理 人 〇〇〇万円です。

綿 貫 農 業 委 員 防草対策費を〇〇万円程度見込んでいるとのことですが、具体的にどの位の頻度で除草等を行いますか。

申 請 代 理 人 年2回の除草を予定しております。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。第2号議案 農地法第5条許可申請整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

中 村 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に、その他について、事務局より説明をお願いします。

(その他)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

中村事務局長 7日の火曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、7日の火曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特にないようなので、来月の総会は、7日の火曜日で決定させていただきます。それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていただきます、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

中村事務局長 それでは、これで10月の総会を閉会いたします。